

航空法

1. 案内情報

- ① 手続名 : 運航管理施設等の検査
- ② 手続根拠 : 航空法第102条第1項及び第124条
- ③ 手続対象者 : 航空運送事業者又は航空機使用事業者
- ④ 提出時期 : 検査を希望する日の10日前まで
- ⑤ 提出方法 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : なし
- ⑦ 添付書類・部数 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- ⑨ 記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

① 提出先 :

(運航関係)

- (1) 特定本邦航空運送事業者に係るものにあつては、
国土交通省航空局安全部航空事業安全室 03-5253-8731

- (2) 上記以外のものにあつては、
東京航空局保安部運用課 03-5275-9292 (内線7518～7520)
大阪航空局保安部運用課 06-6949-6211 (内線5218～5220)

(整備関係)

- (1) 特定本邦航空運送事業者に係るものにあつては、
国土交通省航空局安全部航空事業安全室 03-5253-8732
- (2) 上記以外のものにあつては、
東京航空局保安部整備審査官室 03-5275-9292 (内線7591～7594)
大阪航空局保安部整備審査官室 06-6949-6211 (内線5265、5266)

② 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。

③ 相談窓口 :

(運航関係)

- 国土交通省航空局安全部航空事業安全室 03-5253-8731
- 東京航空局保安部運用課 03-5275-9292 (内線7518～7520)
- 大阪航空局保安部運用課 06-6949-6211 (内線5218～5220)

(整備関係)

- 国土交通省航空局安全部航空事業安全室整備審査官 03-5253-8732
- 東京航空局保安部整備審査官室 03-5275-9292 (内線7591～7594)

大阪航空局保安部整備審査官室 06-6949-6211 (内線5265、5266)

3. 手続情報

① 審査基準：

通達「運航管理施設等の検査要領」

(平成12年空事第24号、空航第72号、空機第70号)

「運航管理施設等の検査項目(旅客・荷主対応関係)」

(平成12年空事第19号)

「運航管理施設等の検査項目(運航関係)」

(平成12年空航第73号)

「運航管理施設等の検査項目(整備関係)」(平成12年空機第71号)

② 標準処理期間：

(運航関係)

(1) 特定本邦航空運送事業者に係るもの：3～6週間

(2) 上記以外のもの：1ヶ月

(整備関係)

(1) 特定本邦航空運送事業者に係るもの：

運航管理施設等についての検査(法第102条第1項前段)：4～6週間

運航管理施設等について重要な変更をしたときの検査(法第102条第1項後段)

：1ヶ月

(2) 上記以外のもの：1ヶ月

③ 不服申立方法：(行政不服審査法の規定による。)